

平成 25 年 12 月 11 日 オリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会

○**小林委員** 報告がございました三点について、今までの質疑と若干重なる点もあるやもしれませんが、基本的なことを何点か確認させていただきます。

初めに、新国立競技場の整備についてお伺いいたします。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる新国立競技場の建てかえをめぐっては、さまざまな情報、議論が飛び交う中、当初の計画から床面積を二五％削減して、施設規模もコンペ時の二十九万平方メートルから二十二万平方メートルと、七万平方メートル縮小されたわけですが、今後の整備に当たっては、本体建設、また周辺地域の整備など、建設予定地の土地の所有関係の整理が大変重要になってくると思います。

そこで、初めに、建設予定地はどのような土地所有関係になっているのか、お伺いいたします。

○**荒井スポーツ振興局施設担当部長** 新国立競技場の建設敷地の土地所有者でございますが、既存の国立競技場敷地が日本スポーツ振興センターの所有、日本青年館敷地は国、財務省の所有、明治公園は都、区道は新宿区という所有になってございます。

○**小林委員** 次に、競技場本体の整備でございますが、収容人数は八万人規模での整備となることですが、この収容人数の規模については多くの賛否の議論があったところですが、最終的には変更なく決定をされたとのことでございます。

この八万人規模での建てかえは、どのような議論の中で決定をされたのか、確認をさせていただきます。

○**荒井スポーツ振興局施設担当部長** 新国立競技場の収容人数でございますが、日本スポーツ振興センターによりますと、二〇一一年二月に、ラグビーワールドカップ二〇一九日本大会成功議員連盟総会にて、国立霞ヶ丘競技場再整備に向け、八万人規模での建てかえが決議されたこと。

それから、今後五十年、百年使用することが想定されており、その間に開催される世界陸上やFIFAワールドカップ等の世界的大規模大会の会場となること、こういったことから国立競技場将来構想有識者会議の意見を踏まえまして、八万人収容にしたというふうに聞いております。

○**小林委員** この八万人規模の収容人数の建てかえに当たっては、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックが終わった後、恒常的に八万人を集客する利用があるのかという懸念も一部にございます。国が巨額の建設費を投じて建てかえをするわけでございますので、当然のことながら、オリンピック開催という一過性で終わるのではなく、数十年先を見越した取り組みが大切であると思います。

そこで、オリンピックの後、八万人を収容する用途はどのように想定されているのか、

お伺いいたします。

○荒井スポーツ振興局施設担当部長 オリンピック後の用途でございますが、日本スポーツ振興センターによりますと、先ほど申し上げたとおり、世界的大規模な国際競技大会の招致に加えまして、コンサート等の文化的利用を行うことにより活用していくというふう聞いております。

○小林委員 本体建設とあわせて周辺整備も行うわけですが、本体建設は、国立ですので、国の負担、その周辺整備については、都民の便益となるものについては都の負担も検討するというのが都の基本的な考え方であるかと思いますが、先ほどの建設予定地における土地の所有関係について、ご答弁では、既存の国立競技場敷地が日本スポーツ振興センター、日本青年館敷地は国、明治公園は東京都、区道は新宿区となっているとのことで、所有関係が入り組んでいる状態でございます。

今後、競技場の建てかえ、そして、周辺整備を行っていく際には、この所有関係をどう整理していくかが重要であると考えます。

今後の建設予定地の土地の整理も含め、周辺整備はどのように考えられていくのか、また、都はどのようにこの周辺整備にかかわっていくのか。話し合いは当然必要ですが、周辺整備については、都が主体性を持って整備方針を打ち出していくことも重要ではないかと考えます。そうしないと、本体部分と周辺部分が曖昧になり、国と都の負担で混乱することになるとは思います。見解を伺います。

○荒井スポーツ振興局施設担当部長 新国立競技場の周辺整備につきましてですが、今後、日本スポーツ振興センターにより、都市計画等に基づき、国立競技場本体周辺に公園や通路などが整備されます。

この公園につきましては、明治公園の、都立の公園の代替施設でもございますので、こういったこと。それから、先ほど副知事も答弁いたしました。土地についての問題もありますので、このあたりにつきまして、しっかりと国の方と協議してまいります。

また、国から求められている費用負担につきましては、都民の便益になるかどうかという視点で、これもしっかりと内容を精査してまいりたいと思います。

所有地を含む土地の整理も含めまして、今後、国及び日本スポーツ振興センターと協議してまいります。

○小林委員 都民の便益という視点は、今後の具体的な計画内容によって議論されてくることと思いますが、これだけ巨大な建造物と、その周辺地域を整備していくわけですから、景観や利便性など、周辺環境が一変するといっても過言ではありません。

国から費用負担を求められた場合は、よくよく精査の上、都としていうべきことはいつて、都民の理解を得られる対応をすべきというふうに思います。

次に、ナショナルトレーニングセンターについてお伺いします。

先月、現ナショナルトレーニングセンターに隣接する所有地に、第二ナショナルトレー

ニングセンターを建設する方針で、国、都、日本オリンピック委員会が合意したとの内容の一部マスコミの報道がなされましたが、そもそも都は、この件について全く承知をしていないし、合意もしていないという認識かと思いますが、先ほど山崎委員の方からもご指摘ございましたが、再度ちょっと確認をさせていただきますが、この件について、都は承知もしていない、合意もしていない、この点、間違いございませんでしょうか。

○松永スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック大会準備部長 委員ご指摘のとおり、合意しておりません。

○小林委員 合意していないということですが、先ほどの報告で、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備に向けて、先月十一月六日に、日本オリンピック委員会が文部科学省に要望書を提出したとございました。

そこで、この日本オリンピック委員会が十一月六日に文部科学省に提出した要望の理由、さらにその要望書の中で、具体的な整備場所について言及されているのか、お伺いいたします。

○松永スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック大会準備部長 JOCが文科省に提出いたしました要望書では、二〇二〇年東京大会の成功には日本選手の活躍が欠かせないことから、選手強化対策を早急に進めるため、特に選手強化対策の大きな一つとして、北京大会、ロンドン大会で効果が明らかとなった強化拠点であるナショナルトレーニングセンターの拡充整備が必要不可欠とされております。

整備場所につきましては、味の素ナショナルトレーニングセンターに隣接する都立産業技術研究センター跡地、または都内近接地が最優先として候補地に挙げられております。

○小林委員 具体的な場所として、都立産業技術研究センター跡地と言及されていたことですが、先ほどのご報告の中では、この跡地は土壌汚染対策が必要であるとされております。

日本オリンピック委員会も、現ナショナルトレーニングセンターに隣接しているという利便性を考慮して、日本オリンピック委員会が、都に相談、打診することなく、一方的にこの跡地を一つの候補地として挙げたのではないかと推察されますが、土壌汚染対策が必要となると、跡地があるからといって、すぐに建設に取りかかれるわけではないと思います。

そこで、そもそもこの産業技術研究センター跡地は、実際にこの整備地として活用が可能なかどうか、お伺いをいたします。

○松永スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック大会準備部長 国やJOCから具体的な施設の規模や内容が示されておりましたが、副知事からもありまして、産業技術センター跡地は土壌汚染対策が必要でございまして、利活用が可能となるのは、北側の本館跡地につきましては二〇一九年度以降、南側の別館跡地につきましては二〇一七年度

以降となります。このため、直ちに利活用が可能な状況にはないと考えております。

○**小林委員** 最後に、大会組織委員会についてお伺いをいたします。

大会組織委員会の組織形態については、株式会社やNPO法人など、さまざまな形態考えられるかと思いますが、なぜ一般財団法人という形態をとられるのか、お伺いいたします。

○**平山スポーツ振興局組織委員会設立担当部長** 大会組織委員会の法人形態についてでございますけれども、先ほど副知事からもお話がありましたが、IOCとの契約の中で、税金面で国内外において最も有利に対処できる税務上の構造をとることを含め、大会運営と権利義務について最大の利益と効率を上げるように、開催国の法のもとで、法人として設立することとなっております。

この考えに基づきまして、大会組織委員会は、運営及び税制面において最も有利に対処できる法人形態として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づきまして、一般財団法人として設立することを現在検討しております。

○**小林委員** 次に、九月七日開催都市決定後から大会組織委員会設置までどのような流れで進んでいるのか、そのスケジュールリングについてお伺いいたします。

○**平山スポーツ振興局組織委員会設立担当部長** 大会組織委員会は、先ほど副知事からもお話がありましたが、IOCとの契約によりまして、開催都市決定後五カ月以内に設置すること、大会組織委員会は、開催都市と国内オリンピック委員会で設置することとされております。

現在、都では、二月までに大会組織委員会を立ち上げるべく、JOCや国と協議を重ね、法人設立に必要な事務作業を進めるとともに、IOCとの調整を行っているところでございます。

○**小林委員** 先ほどのご説明では、大会組織委員会は、評議員会、また理事会、事務局という形態をもって構成されるとのことですが、この評議員会、理事会、事務局は、それぞれのくらの人数、また、どのような立場の方で構成される想定でいるのか、お伺いいたします。

○**平山スポーツ振興局組織委員会設立担当部長** 組織委員会の構成等でございますけれども、法令に基づきますと、一般財団法人では三名以上の評議員、三名以上の理事、一名以上の監事を設置することとなっております。

また、設立時の評議員、理事、監事の具体的な人選については、現在、JOCや国などの関係機関と検討しているところであります。IOCからは、理事会メンバーには開催都市の代表、日本のIOC委員、JOCの会長及び専務理事、オリンピックを加えることが求められております。

また、大会組織委員会の事務局の組織体制についてでございますが、こちらにつきましても、現在、JOCや国と調整中でございます。法人設立当初は数十人規模で立ち上げ、段階的に組織を拡充し、大会開催時には三千から四千名程度の規模になる見込みでございます。

○**小林委員** 先ほど来、議論のございますオリンピックボードについてでございますが、そもそもこのオリンピックボード、この必要性があるのかどうか、都の認識をお伺いします。

○**秋山副知事** オリンピックの大会のことを想定させていただきますと、例えば会場の整備、今回は公共施設を東京都がつくると。それから、暫定施設につきましては組織委員会がつくる。それから、メイン会場になる国立競技場はもちろん国、JSCがつくるということで、三者で競合しているわけです。この間の調整は絶対に必要だというふうに考えております。

また、セキュリティを考えましても、テロ対策を初め、国と都の調整が不可欠でございますし、交通、輸送なども当然でございます。

また、入管のことを一つ考えましても、この四者、国を含めた都、国、組織委員会、JOCとの調整機能というのは必ず必要不可欠だというふうに考えております。

そのトップレベルでの調整機関が、ここでいうところのボードということで報道されて、これは一つの案として今出ているわけでございますけれども、この調整機能はトップだけではございませんで、さまざまなレベルにおいて、この四者がさまざまな調整をしていくということは必要不可欠だろうというふうに考えております。

○**小林委員** このオリンピックボードですけれども、先ほど来、さまざま質疑の中でも議論がございましたけれども、これは質問通告はしておりませんが、ちょっと確認ですけれども、そもそもこのオリンピックボードの件について、さまざま報道等もされている中で、議会側の方に説明する必要があるという判断はなかったのか。また、この議会側に説明するという件について、知事に打診をされたことはなかったのかという点、ちょっとこれを確認させていただきます。

○**秋山副知事** オリンピックボードにつきましては、決定ではございません。今、有力な形で、案としては構成されているということでございます。

先ほど来ご説明したとおり、IOCの承認事項でもございますので、十一月のオリエンテーションミーティングでは、もともとこの案を持ち込んだJOCからIOCの方に、非公式に打診をして、異議がないというような状況になったということでございます。

議会にどういった説明をしたんだということにつきましては、そのこと、ご指摘を受けること自身がもう既に私の調整不足だと考えておりました。おわびを申し上げようと思っておりますが、今後、気をつけたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**小林委員** あわせて、これも先ほど来、出ておりますが、顧問会議という組織も検討されているやに伺っておりますけれども、この顧問会議というものは、都としてどのような認識でいらっしゃるのか、確認をさせていただきます。

○**平山スポーツ振興局組織委員会設立担当部長** 顧問会議についてでございますけれども、二〇二〇年東京大会の準備、運営を円滑に行うためには、各界のさまざまな方々の意見を集約できる組織体制について、現在、JOCや国と検討しているところでございます。

長野オリンピック大会におきましては、関係機関の支援体制の整備が不可欠という認識から、閣僚、地方団体の長、スポーツ団体の関係者、学識経験者などを顧問、参与としておりました。

二〇二〇年東京大会におきましても、このような実例を参考に、できる限り多くの方々のご意見がいただけるような体制について、現在検討しているところでございます。

○**小林委員** この大会組織委員会のさらなる組織形態ということについては、今後、より具体的になってくると思いますが、先ほど来、繰り返し議論があるとおおり、この議会側との緊密な連携というものをぜひともお願いをしたいと思います。

最後に、私たち都議会公明党は、さきの代表質問におきまして、大会組織委員会の中に被災地の方々の声を具体化する専任の部門を設置すべきであると提案をさせていただきました。細井局長より、前向きなご答弁をいただきまして、大変に期待をしているところであります。

そこで、さきの代表質問で提案をさせていただいた被災地支援専任の部署は、大会組織委員会の中でどのように位置づけられる予定なのか、お伺いをいたします。

○**細井スポーツ振興局長** 先週の都議会本会議代表質問で、長橋議員の質問にお答え申し上げましたけれども、都は、二〇二〇年東京大会の被災地復興に向けて、東京大会が被災地の復興に向けて大きな力となることから、立候補ファイルの策定に合わせまして、復興専門委員会を設置しまして、復興に資するさまざまな主体の具体的な事業を提言したところでございます。

例えば、事前合宿の誘致、被災地での聖火リレー、東北地方の伝統文化を取り入れた文化事業の実施など、三十以上の項目を提言したところでございます。

これらの支援策を着実に実施するため、組織委員会等の体制整備の中で、被災地の声を聞く組織について検討してまいります。よろしく申し上げます。

○**小林委員** ありがとうございます。

私たち都議会公明党は、開催都市決定後の第三回定例会、また本定例会と、一貫して被災地の復興なくして東京オリンピック・パラリンピックの成功はないと訴えてまいりました。これは、今後も変わらざる不変の目標でございます。

大会組織委員会は、それこそ多種多様な取り組みを着実に推進していかなければなりません。被災地復興、被災地支援という一本の大木を大会組織委員会の中の重要な柱とし

て組み立てていかねばならないと考えております。

改めて、被災地の声を聞く組織の確固たる体制整備を強く要望いたしまして、質問を終わります。